津市営浄化槽転換補助金交付要綱

平成２７年３月３１日訓第４３号

改正　令和４年３月３１日訓第３５号
　　令和５年３月３０日訓第２６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市営浄化槽の計画的な整備を促進することにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資するため、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

２　この要綱において「くみ取便所」とは、し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所であって、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２９条各号に掲げる基準に適合するものをいう。

（名称）

第３条　第１条の補助金は、「市営浄化槽転換補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第４条　補助金は、市営浄化槽の整備の対象となる区域において、居住する住宅の単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用を廃止し、市営浄化槽への入れ替え（以下「転換」という。）を行う者で、市税を滞納していないもの（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第１号に規定する生活扶助を受けている者を除く。）に対し、当該転換に係る工事（以下「転換工事」という。）に要する費用（以下「転換費用」という。）を対象として、これを交付するものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金は、次の各号に掲げる転換工事の区分に応じ、当該各号に定め

る額を限度とし、予算の範囲内において、これを交付するものとする。

⑴　単独処理浄化槽の撤去工事　単独処理浄化槽の撤去工事に要する額（当該額が１２万円を超えるときは、１２万円）

⑵　便槽の撤去工事又は単独処理浄化槽から雨水貯留槽等に再利用するための工事　便槽の撤去工事又は単独処理浄化槽から雨水貯留槽等に再利用するための工事に要する額（当該額が９万円を超えるときは、９万円）

⑶　配管工事　転換に伴う配管工事に要する額（当該額が６万円を超えるときは、６万円）

２　前項各号の規定により算出された補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第６条　規則第３条第１項の別に定める期日は、転換工事に着手する日の前日とする。

（添付書類）

第７条　規則第３条第１項第４号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　転換費用に係る見積書の写し

⑵　単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図及び配管図面

⑶　単独処理浄化槽又はくみ取便所が確認できる写真

⑷　住宅の賃借人が申請する場合にあっては、土地所有者の承諾書

⑸　市税の納税証明書

⑹　単独処理浄化槽の使用を廃止しようとする者にあっては、単独処理浄化槽を使用していることを証する書類

⑺　くみ取便所の使用を廃止しようとする者にあっては、くみ取便所を使用していることを証する書類

⑻　工事計画の内容が分かる書類

⑼　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、転換工事が完了した日から起算して６０日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

⑴　転換費用に係る領収書の写し

⑵　撤去工事によって単独処理浄化槽の使用を廃止した者にあっては、単独処理浄化槽廃止届出書の写し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、単独処理浄化槽の清掃実施が確認できる書類並びに単独処理浄化槽の撤去工事及び配管工事の状況を示す写真

⑶　雨水貯留槽等に再利用するための工事によって単独処理浄化槽の使用を廃止した者にあっては、単独処理浄化槽廃止届出書の写し、単独処理浄化槽の清掃実施が確認できる書類並びに単独処理浄化槽から雨水貯留槽等に再利用するための工事及び配管工事の状況を示す写真

⑷　くみ取便所の使用を廃止した者にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、便槽の清掃実施が確認できる書類並びに便槽の撤去工事及び配管工事の状況を示す写真

⑸　その他市長が必要と認める書類

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日訓第３５号）

１　この訓は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の津市営浄化槽転換補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年３月３０日訓第２６号）

１　この訓は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第５条の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。